

○財務省告示第二百三十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年六月十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年七月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第九 回、第一百十一回、第一百十六回、 第一百二十四回、第一百二十五回、 第三百十一回、第三百十七回及 び第三百四十回）及び利付国庫債 券（三十年）（第四回、第八回、 第十三回、第十四回、第十七回、 第十八回、第二十回、第二十四 回、第二十七回、第二十八回、 第二十九回、第三十回、第三十 一回、第三十三回、第三十六回 及び第三十七回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

五	募入決定の	方	法	割り当てる。	さ	い	も	の	み	の	うち	その	利回り	格差	の	小
六	発行額	額	面金額	二億九百九十七億	額	割	り	当	て	る。	さ	い	も	の	み	の
七	払込金額	額	面金額	九億九千九百九十二	額	割	り	当	て	る。	さ	い	も	の	み	の
八	最低額面金	額	面金額	五万五千円	額	割	り	当	て	る。	さ	い	も	の	み	の
九	振替単位	位	金額	五万五千円	額	割	り	当	て	る。	さ	い	も	の	み	の
十	発行日	日	金額	平成二十五年六月十四日	額	割	り	当	て	る。	さ	い	も	の	み	の
十一	発行価格	格	金額	百円につき、次の算式により算	額	割	り	当	て	る。	さ	い	も	の	み	の

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十三 二
の経利
払過
込利
み子率

(一) 別表のとおり
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加の金額を払
式により払い出す。期日発行
各発行行の発行対象国の債権の
総額×各発行行の発行対象国の
100×各日発行の発行期日は、
支規に定める支場合には、
に係る発行時所得税が源泉徴収され

(二) 365

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十五年六月十四日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第二十九回)	一・九%	平成三年四月二十一 日	五十億円
利付国庫債券 (第二十八回)	二・二%	平成六年四月二十一 日	百九億円
利付国庫債券 (第二十七回)	二・二%	平成三年四月二十二 日	二十億円
利付国庫債券 (第二十六回)	二・〇%	平成十年四月十二 日	円百七十三億
利付国庫債券 (第二十五回)	二・二%	平成三年四月二十三 日	億三百六十四
利付国庫債券 (第二十四回)	一・七%	平成九年四月二十三 日	四十四億円
利付国庫債券 (第二十三回)	一・七%	平成六年四月二十四 日	四十三億円
利付国庫債券 (第二十二回)	一・七%	平成九年四月二十四 日	二百五億円
利付国庫債券 (第二十一回)	二・九%	平成十年四月二十二 日	二十九億円

（（利 第三付 三十年 三）回 券）	（（利 第三付 三十年 一）回 券）	（（利 第三付 三十年 回）回 券）	（（利 第三付 二十年 九）回 券）	（（利 第三付 二十年 八）回 券）	（（利 第三付 二十年 七）回 券）	（（利 第三付 二十年 四）回 券）	（（利 第三付 二十年 回）回 券）	（（利 第三付 十年 八）回 券）	（（利 第三付 十年 七）回 券）	（（利 第三付 十年 四）回 券）	（（利 第三付 十年 三）回 券）	（（利 第三付 十年 回）回 券）
二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 四 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 八 %
日年平 九成 月五 十二	日年平 九成 月五 十一	日年平 三成 月五 十一	九平 月成 二五 十年	三平 月成 二五 十年	日年平 九成 月四 十九	日年平 九成 月四 十八	日年平 九成 月四 十七	日年平 三成 月四 十七	十年平 日十成 二四 月十六	日年平 三成 月四 十六	十年平 日十成 二四 月十五	十年平 日十成 二四 月十四
七 百 二 億 円	五 十 七 億 円	六 十 億 円	円百 八 十 九 億	円百 四 十 八 億	七 十 億 円	六 十 億 円	十 一 億 円	五 億 円	十 一 億 円	五 十 億 円	五 十 億 円	円百 九 十 五 億

（（利 第三付 三十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十国 十年庫 六）債 回 券 ）
一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %
日 年 平 九 成 月 五 二 十 十 四	日 年 平 三 成 月 五 二 十 十 四
億 三 円 百 四 十 七	五 億 円